

での作業で、日通は粉じん対策を取っておらず、適切な防じんマスクを支給することもなかった。

5人は全員、尼崎労働基準監督署に労働災害と認定された。

日通は遺族との交渉で当初、被災者らの作業内容が不明であることを補償をしない理由としていたが、最終的には5人がアスベストを運んだことを否定はできないと認めた。にもかかわらず、現役労働者への上積み補償2,800万円を支払わないのは、退職者であるから対象外という

のみ。まったく理屈の通らない対応に、提訴に踏み切ることとなった。裁判で、このような非常識な態度が通らないことが明らかになることは間違いない。

日通はこのほかにもいくつもの裁判の被告となっており、奈良のニチアス王寺工場でアスベストを扱う作業で中皮腫になり亡くなった吉崎忠司さんの遺族が日通とニチアスに損害賠償を求めている裁判も大阪地裁で



続いている。
(関西労働者安全安全センター)

不当労働行為にあたるとして、2007年7月に神奈川県労働委員会（ユニオンの所在地）に救済の申し立てを行っていた。

労働組合法第7条は、「使用者が次の各号に掲げる行為をしてはならない」とし、その2号で「使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由なく拒否すること」としている（団体交渉拒否）。

会社側は、「使用者が雇用する労働者」とは、現に労働者と使用者間に労働契約が存在することを原則とし、「アスベストユニオンの組合員は元従業員や退職者の遺族であるから雇用する労働者とはいえない」、したがって「アスベストユニオンとの団体交渉に応じる必要がない」と主張していた。

一方、組合側は、「使用者が雇用する労働者」とは、使用者と雇用関係が継続している時に生じた事案を原因として現在も雇用関係が継続してとみなせる労働者（例えば、「解雇」を争っているケースなど）や、雇用関係が完全に清算されていない労働者（例えば、未払い賃金や退職金の清算が残っているケースなど）が含まれているのと同様に、「在職中の石綿粉じんの曝露により石綿関連疾患に被災した退職者らは労働者である」と主張していた。

石綿関連疾患は非常に長い潜伏期間の後に発症するため、退職後長年経ってから会社と交渉せざるを得ない事情がある。その場合、労働組合に加

遺族の要求も団交対象事項 神奈川県労委●山陽断熱事件に命令

神奈川県労働委員会において審理が行われてきた山陽断熱不当労働行為事件について、2月25日に命令が交付された。労働委員会は、山陽断熱が、アスベスト関連疾患にかかった退職者らで構成する労働組合との団体交渉を拒否したのは不当労働行為にあたることを認定し、団体交渉に応じるよう命令した。奈良県労働委員会の命令（2008.7）や神戸地裁の判決（2008.12）に続き、アスベスト関連疾患に悩む退職労働者の団体交渉権が認められたわけで、今後この流れが定着しそうである。

株式会社山陽断熱は、岡山県や愛媛県に工場がある大手化学繊維メーカーのクラレの仕

事を中心に、断熱工事を行っている会社である。工場内に張りめぐらされている配管には、アスベストなどを原料とした保温材が大量に巻かれており、山陽断熱はこの保温材の工事を長年行って来たのである。しかし、アスベスト粉じんに対する安全対策が全く不十分で、石綿肺や石綿肺がんにより5名（ひょうご安全センターの把握分）が労災認定者（新法を含む）を受けている。

2006年5月、アスベスト被害にあった退職者や遺族ら7名は、アスベストユニオンに加入し会社に団体交渉を求めたが、会社側が交渉を拒否。そこで、アスベストユニオンは、正当な理由もなく組合との交渉を拒否するのは

入し、会社と交渉するというやり方が認められるかどうかが大きな問題になっている。すでに当センターの機関誌で紹介してきたが、クボタショック後に2件の労働委員会命令が出されている。住友ゴム事件(2007年7月、兵庫県労働委員会)では会社側の主張(団体交渉応諾義務はない)を認め、ニチアス事件(2008年7月、奈良県労働委員会)では組合側の主張を全面的に認める命令が出されている。また、住友ゴム事件については、2008年12月に神戸地裁が兵庫県労働委員会の命令を取り消す判決を出したのであった(組合側勝訴、兵庫県労働委員会敗訴、現在は大阪高裁で係争中)。

労働委員会としては全国で3番目のケースとなる今回の山陽断熱事件の命令は、今後の退職労働者の団体交渉権をめくり大きな影響を与えることとなり、注目されていた。

命令書では、元従業員については、未清算の労働関係上の問題が存在しており、「使用者が雇用する労働者」に該当すると認定。そして、「元従業員が退職してから交渉申入れまでの期間は、一番短い組合員で5年、一番長い組合員では43年が経過しているが、石綿関連疾患は曝露から相当期間を経て発生する。組合は、元従業員の石綿被害という未清算の労働関係上の問題の存在が明らかとなってからそれほど日時を費やさずに団体交渉を申し入れており、退職直後に団体交渉を申し

入れなかったとしても、石綿被害の特殊性に鑑みやむを得ないのである。」として、団体交渉権を認めた。

また、元従業員の遺族については、「使用者が雇用する労働者とすることはできない」と判断。しかし、石綿被害の問題に関して、「元従業員である組合員と元従業員の遺族である組合員の要求事項は共通し、密接に関連している」と認定し、「会社がこれを区別し元従業員の遺族の要求事項について団交に応じないとするのは、誠実な対応とは言えない」と判断した。

さらに、組合との団体交渉を拒否しながら、会社が組合員に対して「分会との話し合いは遠慮する」「会社と無関係な労働組合が関与する理由が理解できない」旨の文章を送付したことについても、「組合の存在を無視又

は否定することにより組合の団体交渉権を侵害するものであり、組合を弱体化させるおそれがあると認められ、第7条第3号に該当する不当労働行為である。」と判断した。

遺族と元従業員の4名は、今年1月に、山陽断熱とクラレを相手に総額1億4,300万円の損害賠償を求め提訴している。労働委員会の勝利命令が出されたが、会社が命令に従い誠実な団体交渉に応じるかどうかは定かではない。記者会見で遺族は「(石綿)がこんなに悪いものと分かっていれば、命をかけてする仕事ではなかった。悔いが残る」と声を詰まらせていた。山陽断熱は、遺族や元従業員のこうした悔しさと健康不安と、一刻も早く真摯に向き合うべきである。



(ひょうご労働安全衛生センター)

認定事業場一覧等をCD化

厚労省●労災請求促進に向けた取り組み

2009.3.27 厚生労働省発表
石綿関連疾患に係る労災請求等の促進に向けた取組について
～石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表等の情報を
登載したCD-ROMの作成及び
労災指定医療機関等への送付

1 背景・趣旨

厚生労働省では、労災補償

及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金について、あらゆる機会を捉えて周知・広報に取り組んできたところですが、石綿による疾病は、発症までの期間が長く、業務による石綿ばく露と発症した疾病との関連が意識されないことにより、労災請求等に及んでいない場合があると考えられ